

トータルリハセンター 非常災害対策計画

第1 計画策定の目的

この計画は、トータルリハセンターが、災害等に平常時から備えるとともに、非常災害時における関係機関への通報、連絡体制、安全確保のための行動手順並びに計画に関する利用者及び従業者への周知方法を整備するための非常災害に関する具体的計画として策定し、利用者及び従業者の安全を確保し、災害（火災、震災、風水害）が起きた場合の被害の防止及びその軽減を図ることを目的とする。

第2 平常時の対策

1 災害時の体制の整備

(1) 役割分担

災害が起きた場合に備え、総括責任者の下に情報収集・連絡班、救護班、安全対策班、物資班を定め、役割分担表を作成し、年に1回更新する。

(2) 召集・連絡体制

災害時に従業者の召集が速やかに行えるよう、防災連絡体制一覧表及び緊急連絡網を作成し、年に1回更新する。

また、関係機関へ連絡を速やかに実施するため、防災関係機関等緊急連絡先一覧表を作成し、年に1回更新する。

利用者の連絡先に関する利用者情報一覧表を作成し、年に1回更新する。

(3) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検

消防法に基づく消防計画について所轄の消防署へ届出を行う。

また、消防法令に基づく消防用設備等（スプリンクラー等）の有資格者による定期点検を実施するとともに、防災物品（カーテン、寝具等）の整備を行う。

2 災害時の避難方法・避難の可否に係る基準

(1) 避難の基準

事業所の外へ避難する場合の基準を作成し、年に1回見直す。

(2) 避難方法

災害種別に応じた避難場所、避難経路、避難方法を定め、年に1回見直す。

3 備品・設備

(1) 備蓄物資・災害時必需品

非常時に備え、飲料水、生活用水、非常用食糧、衛生用品、医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し、年に2回点検する。

(2) 設備の定期的な点検

災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、施設、設備の安全対策チェックリストを作成し、年に1回点検する。

4 防災訓練

防災訓練は、具体的な災害を想定し、それに対応した、災害時の役割への配置、連絡、避難の基準に基づく判断、及び計画に定める避難経路、避難方法に基づく避難訓練を年2回（9月、3月）実施する。

避難訓練の中では特に、避難場所や避難経路、連絡方法、避難基準等の妥当性について確認するとともに、自力で避難が困難な利用者に対する避難・救出方法を確認する。

また、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板web171の使用訓練を行う。

5 本計画に関する周知方法

本計画に関し、従業者、利用者及びその家族に対する周知を徹底するため、計画の概要について事業所内に掲示するとともに、従業者に対し本計画に基づく防災に関する研修およびシミュレーションを年に1回以上実施するなどの措置を実施する。なお、この研修は業務継続計画（BCP）と一体的に行うこととする。

第3 火災時の行動手順

1 火災発見時の対応

(1) 火災を知らせる

人が発見した場合は、大声で周囲に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押す。

自動火災報知設備等が作動した場合は、火災発生位置を確認し、現場へかけつける。

また、現場に急行する際は、消火器等を携行する。

(2) 通報をする

火災を発見したら、直ちに119番通報を行う。火災通報装置による場合は、ボタンをしっかりと押して、119番応答ランプが点滅したことを確認する。

通報するときは、火災発生現場の位置と目標及び火災状況及び避難状況を落ち着いて知らせる。

2 初期消火

消火器等で燃えているものに向けて消火する。但し、天井に火が届くようになった時は避難する。

3 避難誘導

(1) 避難方法

- ①利用者に火災の発生を知らせつつ、従業者が口頭で避難誘導等を行う。
- ②火災が発生した場所に応じ、あらかじめ想定していた避難場所に避難させる。

(2) 避難状況の確認

屋外の安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字をふまえて、正確に確認する。逃げ遅れた者がいないか確認する。

4 被害状況の確認

避難者の状況を確認しながら、負傷をしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないかなどの確認を行う。

負傷等に対して応急的な措置を施しつつ、医療機関での診察・診療等が必要と思われる者については119に連絡し指示を仰ぐ。

5 消防隊への情報提供

現場に到着した消防隊に、「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた利用者」、「施設の構造」等の情報を提供する。

第4 震災時の行動手順

1 発生時の対応

(1) 揺れを感じたら（まずは自分の身を守る）

地震発生から揺れがおさまるまでは、自分の身を守ることを優先する。（机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。落下物・転倒物から、特に頭部を守る。ドアを開けて非常脱出口を確保する。慌てて外に飛び出さない。

(2) 揺れがおさまったら（安全確保等）

大きな揺れがおさまったら、従業者は、利用者が安全な場所へ避難できるように、必要な出口や通路の安全性の確保や、出火防止のための措置、医療機器を利用している利用者へは電源の確保等を速やかに行う。

ア 避難経路等の確保

- ①戸が閉まらないように近くにあるものをはさみ込む。
- ②ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。

イ 出火防止のための措置

- ①直ちに火元の点検を行う。
- ②電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。

③もし、出火を発見したら

- i 大声で火災の発生を知らせる。火災報知器を押す。
- ii 火災が発生している場合には、通報・避難・消火に努める。(消火器、消火栓、バケツ等による初期消火の実施) 但し、天井に火が届くようになった時は避難する。
- iii 電気火災は感電の心配があるので、まずブレーカーを落として、電源を遮断してから消火する。
- iv 消えたように見えても、残火や余熱で再び燃える場合があるので、消火器を具備した要員を配置して、再発火に備える。

ウ ガス漏れ対策

- ①ガス漏れがないか確認する。
- ②ガスの元栓を閉める。

エ 施設内の安全確保等

- ①倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。
- ②負傷者がいたら救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。
- ③建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない建物では、各自安全な場所で待機する。
- ④建物の崩落等の危険を発見したら、大声で周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないように指示するとともに、立入を禁止する。
- ⑤給水、電気などのライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないかを点検する。
- ⑥ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な補修、清掃等を実施する。
- ⑦エレベーターを使わない。
- ⑧地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、施設内であっても、必ず靴を履いて行動する。

オ 医療機器利用者への電源確保

2 利用者・従業員の安否確認等

利用者の安否確認をしながら、負傷をしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないかなどの確認を行う。

3 情報の収集・安全確認

(1) 地震被害についての情報の収集

地震発生後、ラジオ・テレビ、インターネット、区市町村災害対策本部、警察、消防等の報道発表等から正確な情報を入手し、被害の全体像を速やかに把握したうえで、当該施設の安全を判断する。

(2) 利用者等への情報提供

- ①余震等による施設倒壊の心配がなければ，利用者に冷静な対応を指示する。
- ②利用者に現在の災害状況を定期的に伝えて，不安や動揺を与えないようにする。

4 避難

建物内にとどまることが安全かどうか判断し，本格的な避難を開始する。余震が起きても，慌てずに正しい情報に従い行動する。

(1) 避難の決定

施設の被害の状況，近隣の被害の状況等を勘案し，総合的に判断して，避難の要否及び避難先（施設内・施設外）について決定する。

(2) 避難の実施

避難の実施にあたり，人員が不足する場合には，区市町村や近隣の消防団，関係機関その他の協力者に協力を依頼して，避難誘導等を行う。

施設敷地外に徒歩で避難する場合は，利用者が逃げ遅れたり，はぐれたりする者がいないように，誘導する。

ア 施設内で避難できる場合

利用可能な設備や器具，備蓄している飲食品を最大限に活用して，従業者が協力して利用者の安全確保にあたる。

イ 施設外に避難する場合

i 避難経路・場所の決定等

あらかじめ定めておいた避難経路・避難場所のうち災害の状況に応じて，具体的な避難経路・避難場所を決定する。

避難誘導に際しては，避難場所の位置，経路，避難方法，誘導従業者等を具体的に示して実施する。

ii 避難実施にあたっての留意事項

- ①避難にあたっては，必ず靴を履く。
- ②移動には，頭部の保護のため，座布団等を用い，転倒した場合に備えて手を保護するため軍手等を着用する。
- ③傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊等のおそれのあるものには近寄らない。
- ④いったん避難したら施設の安全が確認できるまで再び中に戻らない。

5 避難所等への避難後

(1) 利用者等の確認

避難場所に着いたら，直ちに，点呼により，利用者等の安否及び状況等を確認する。避難中にはぐれたりした者がいないかなどを確認する。

(2) 負傷者の手当・病院への搬送

避難者の状況確認をしながら、負傷をしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないかなどの確認を行う。

(3) 健康管理

被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。

(4) 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

第5 風水害時の行動手順

1 風水害のおそれがある場合

- ①看板、鉢植え等、転倒すると危険な物は予め倒す、撤去する。
- ②出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。
- ③浸水の恐れがある建物では、必要に応じて、食料、衣類、寝具等の生活用品を上階へ移動するほか、土嚢、止水板などを設置する。
- ④適宜、樹木の伐採、剪定を行う。
- ⑤テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象庁等が発表する大雨情報や台風情報を収集する。
- ⑥基準に従い、従業員の参集を行う。
- ⑦火元の点検、電熱器具を切る、ガスの閉栓、火気使用の制限等
- ⑧必要な医薬品、衛生用品等の備蓄材料を確認

2 避難誘導

(1) 避難指示

避難に関する判断基準や区市町村の発令する避難準備情報や避難勧告等を踏まえ、避難決定をした場合は、利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行う。

(2) 方法

- ①従業員が各室を回り口頭で避難誘導等を行う。
- ②施設内にいた利用者及び従業員がいることを確認したうえで、災害の状況に応じ、避難訓練であらかじめ想定していた避難場所に避難させる。
- ③浸水状況下での避難のみならず、状況に応じ上階への避難等垂直避難を考慮する。

(3) 利用者の確認

安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字をふまえて、正しくはっきりと知らせる。特に逃げ遅れた者がいないか確認す

る。

3 被害状況の確認

避難者の状況を確認しながら、負傷をしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、などの確認を行う。

負傷等に対して応急的な措置を施しつつ、医療機関での診察・診療等が必要と思われる者については119に連絡し指示を仰ぐ。

4 避難所等への避難後

(1) 利用者等の確認

避難場所に着いたら、直ちに点呼により、利用者等の安否及び状況等を確認する。避難中にはぐれたりした者がいないかなどを確認する。

(2) 負傷者の手当・医療機関への搬送

避難者の状況確認をしながら、負傷をしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないかなどを確認を行う。

(3) 健康管理

被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。

(4) 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

以上

令和7年11月1日作成